

お客さま各位

令和8年4月

暗号資産交換業者・資金移動業者へのお振込みについて

平素より長野信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

昨今、インターネットに係る不正送金事犯をはじめ、還付金詐欺や架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺の被害金が、暗号資産交換業者や資金移動業者へ送金される事案が多発しています。

当金庫は、このような情勢を受け、お客様保護および不正送金防止等の観点から、暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込みに際し、支払口座名義（法人を含む）と異なる振込依頼人で行うお振込みについては、お振込みを制限させていただきますので、ご了承ください。

また、店頭での暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込みの際は、お客さまが詐欺被害に遭われていないかを確認するため、お振込み理由をお伺いさせていただくとともに、必要に応じて疎明資料や本人確認書類の提出をお願いする場合がございます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切な資産を守るため、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

<支払口座名義と異なる振込依頼人が異なる振込の具体例>

支払口座名義	振込依頼人名	振込可否
シンキン タロウ	シンキン タロウ	振込可
シンキン タロウ	12345 シンキン タロウ	振込可
シンキン タロウ	シンキン ハナコ	振込不可
シンキン タロウ	SINKIN TARO	振込不可

※ 通常の投資目的等での暗号資産交換業者へのお振込みや、通常のお取引に伴う資金移動業者へのお振込みをすべて禁止するものではありません。